

令和3年度危険物取扱者 オンライン保安講習会のご案内

実施機関：茨 城 県

受託機関：公益社団法人 茨城県危険物安全協会連合会

危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。（消防法第13条の23）

1 オンライン講習の受講開始日及び受講申請書の受付期間等 （作成日：令和3年9月3日）

受講開始日	オンライン講習名	種 別	定 員	受講申請書の受付期間
10月 8日	第1回オンライン講習	コンビナート	200	9月13日～ 9月21日 第1回オンライン講習は、対象を受講申請人数 20名以上の企業に限定させていただきます。
10月22日	第2回オンライン講習	給油取扱所	200	9月22日～ 9月30日
11月 1日	第3回オンライン講習	一般	200	10月 1日～10月 7日
11月 8日	第4回オンライン講習	コンビナート	200	10月 8日～10月15日
11月22日	第5回オンライン講習	給油取扱所	200	10月22日～10月29日
12月20日	第6回オンライン講習	一般	200	11月19日～11月26日
1月13日	第7回オンライン講習	コンビナート	200	12月10日～12月17日
2月 7日	第8回オンライン講習	全種別	500	1月 7日～ 1月14日

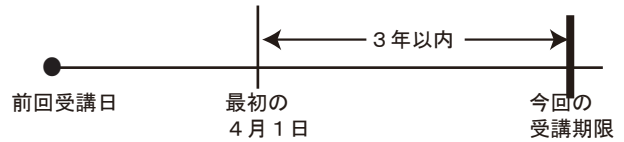
2 オンライン講習に関する注意事項

- (1) 居住地若しくは勤務地が茨城県内の方で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方を対象といたします。
- (2) パソコン及びモバイル端末で受講できますが、当連合会ホームページ（<http://ibakiren.or.jp>）に掲載しております、オンライン講習受講者マニュアルのFAQで推奨環境等を確認してから、受講申請をして下さい。
- (3) 受講期限は受講開始日より1ヶ月となります。
- (4) 受講申請書受付は、定員に達し次第、締め切ります。
- (5) 受付後は申請書及び手数料はお返しできませんので、ご注意下さい。
- (6) オンライン講習システムへのログイン後の視聴、効果測定の方法等につきましては、
株式会社ネットラーニング ラーニングセンター E-mail : support@netlearning.co.jp
にお問い合わせ下さい。

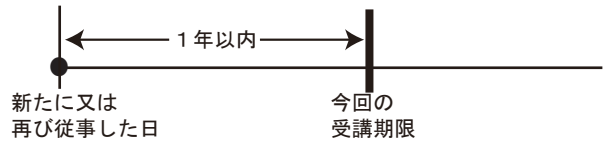
3 受講対象者

- (1) 居住地若しくは勤務地が茨城県内の方で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方。

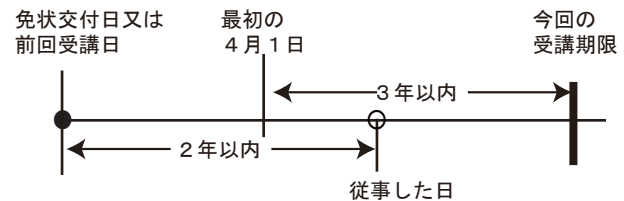
ア 継続して危険物取扱作業に従事している方
(前回の受講日以後における最初の4月1日から3年以内)



イ 新たに従事する方、または、再び従事することとなった方
(従事することとなった日から1年以内)



ウ 上記イの方のうち、従事することとなった日の過去2年以内に免状の交付または講習を受けた方(免状交付日又は前回の受講日以後における最初の4月1日から3年以内)



4 講習科目及び時間

- (1) 講習科目

ア 危険物関係法令に関する事項……講習時間 1時間(効果測定含む)

イ 危険物の火災予防に関する事項……講習時間 2時間(効果測定含む)

5 受講(申し込み)申請方法

- (1) 申請書の入手方法

ア 申請書は、お近くの消防本部危険物担当課で配付しています。(対面講習と同じものを使用)

イ 当連合会のホームページ(<http://www.ibakiren.or.jp>)からダウンロードできます。申請書は、A4サイズ実際のサイズで印刷して下さい。

- (2) 講習の種別

講習は危険物施設の種類により次の3種類に区分し実施しますので、従事されている危険物施設に該当する講習を受けて下さい。

講習種別	従事している危険物施設
① 給油取扱所	給油取扱所(移動タンク貯蔵所及び自家用給油取扱所を含む)
② コンビナート	石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業所における危険物施設
③ 一般	上記以外の危険物施設

- (3) 受講手数料 1名につき4,700円(非課税)。

ア 収入証紙を貼付する場合(収入印紙ではありません)

茨城県収入証紙4,700円分を受講申請書の手数料欄に貼付

茨城県収入証紙の領収書は、購入されたところで受領して下さい。

イ 銀行振込の場合(振込手数料はご負担下さい)

受講手数料は下記の金融機関へ振り込んで下さい。複数名分の受講手数料を一括して振込を希望する場合は、同一受講期間の種別ごとに振り込んで下さい。

払込金額＝受講手数料4,700円×申請者数

振込先銀行：常陽銀行 県庁支店 普通 1208689

口座名：公益社団法人茨城県危険物安全協会連合会

(金融機関が発行する振込金受領証のコピーを受講申請書の裏面に貼付。(一括振込は代表者1名に貼付)

金融機関が発行する振込金受領証をもって領収証に代えさせていただきます。)

(4) 申請方法

ア 同一回のオンライン講習受講申請者が19名以下の場合

(ア) 仮申請

当連合会ホームページ保安講習会日程表該当欄の「仮申請」をクリックし、必要事項を入力し送信して下さい。（仮申請の受付期間は受講申請書の受付期間と同じです。）

(イ) 受講申請書の記入

必要事項を記入して下さい。受講票は使用しませんので記入は不要です。

(ウ) 申請書類の郵送

仮申請が完了した方は、仮申請完了メールが届きますので、それをプリントアウトし、(イ)の申請書（収入証紙又は金融機関の振込金受領証を貼付）及び(オ)のレターパックプラスに同封し、各オンライン講習の受付期間内に簡易書留で郵送（受付期間内の消印があるものに限る。）して下さい。

〈送付先〉 〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館 2階
公益社団法人 茨城県危険物安全協会連合会

(エ) 受講登録用サイトのURL等の受信

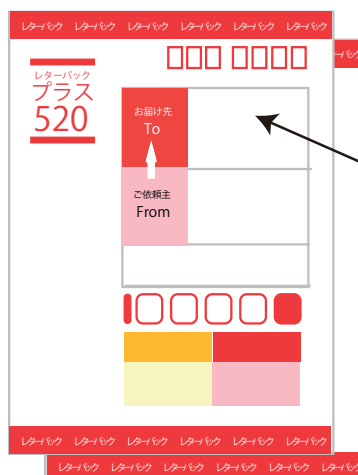
(ウ)の申請書類受付後、オンライン講習登録用URL等を(ア)で入力頂いたメールアドレス宛て送信いたしますので、受講マニュアルに従い登録をして下さい。

(オ) レターパックプラス（テキスト等送付用）

受講用テキストを送付いたしますので、下表のレターパックプラス必要枚数表に応じた枚数をご用意下さい。なお、レターパックプラスのお届け先欄にテキストを受け取る住所・名前等を記入してください。

＜レターパックプラス必要枚数表＞

申請者人数	レターパックプラス必要枚数
1名～ 4名	1枚
5名～ 8名	2枚
9名～ 12名	3枚
13名～ 16名	4枚
17名～ 19名	5枚



レターパックプラスのお届け先欄に住所・名前等を記入し、半分に折り簡易書留の封筒に入れて下さい。

※ レターパックプラスは郵便局窓口又はコンビニエンスストアで販売しています。ただし、コンビニエンスストアは、店舗によって取り扱いがない場合もあります。

イ 同一回のオンライン講習受講申請者が20名以上の場合

(ア) 仮申請

当連合会ホームページ保安講習会日程表該当欄の「仮申請」をクリックし、必要事項を入力し送信して下さい。（仮申請の受付期間は受講申請書の受付期間と同じです。）

(イ) 受講申請書の記入

必要事項を記入して下さい。受講票は使用しませんので記入は不要です。

(ウ) 申請書類の郵送

仮申請が完了した方は、仮申請完了メールが届きますので、それをプリントアウトし、(イ)の申請書（収入証紙又は金融機関の振込金受領証を貼付）に同封し、各オンライン講習の受付期間内に簡易書留で郵送（受付期間内の消印があるものに限る。）して下さい。

〈送付先〉 〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館2階 公益社団法人 茨城県危険物安全協会連合会

(エ) 受講登録用サイトのURL等の受信

(ウ)の申請書類受付後、オンライン講習登録用URL等を(ア)で入力頂いたメールアドレス宛て送信いたしますので、受講マニュアルに従い登録をして下さい。

(オ) テキストの受領

テキスト取扱業者から(ア)で入力頂いた住所にテキストを送付いたします。送付先は一箇所に限定させていただきます。

なお、受講者名等の明細は同封されません。

オンライン保安講習の実施フロー

公益社団法人茨城県
危険物安全協会連合会

受講者

①当連会のホームページから
申請人数、担当者名、メールアドレス等の送信

仮申請

仮申請完了通知

申請・手数料の支払

②受講申請書・仮申請完了通知及びレターパックプラスを同封し郵送

①申請受付・手数料収納

テキストは、レターパックプラスで送付

②テキストの送付

・受講者情報（メールアドレス含む）の登録
・ユーザー ID・パスワード発行

③登録期限までに、受講登録サイトにアクセスし、受講者の情報を登録をしユーザー ID を発行してもらって下さい。

オンライン講習システム

メールで送信

②講習システムの受講登録用 URL・企業 ID・パスワードを送付

ユーザー ID 発行
(メールでも通知)

・コースの申し込み
(給油取扱所・コンビナート・一般)

④コースの申し込み

受講者情報

管理サイトにて承認

③システム上の受講者情報を①の情報と照合し、受講承認

承認がなされると、「受講可能」である旨をメールで通知

ユーザー ID による
ログイン

⑤受講開始 (随時視聴可能)

講習受講開始 (注)

⑥システム内でテストを実施して下さい。

効果測定

⑦テスト終了後受講証明書を発行して下さい。

受講証明の発行

受講証明の発行

受講証明書の発行

受講証明書の保持

- (注) 1 受講開始日は、「受講可能」メール通知日となります。
2 受講期限は「受講可能」メール通知日から1ヶ月となります。
3 受講期限を過ぎた場合は、受講不可となります。
4 レターパックプラスは、同一回のオンライン講習受講申請人数が20名以上の場合は不要です。